

妙高市と東京農業大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、妙高市と東京農業大学が包括的な連携のもとに、バイオ・リージョン構想(生命地域の創造)の実現のため、人材育成、産業振興、まちづくり等様々な分野において、相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域産業振興のための連携
- (2) 教育・文化発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、妙高市と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

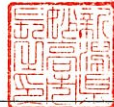
第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、妙高市と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年6月8日

新潟県 妙高市栄町5番1号

妙高市長

入村 了 

東京都 世田谷区桜丘1丁目1番1号

東京農業大学学長

進士五十八 